

宮崎県内初の「もにす認定制度事業主」に認定されました ～障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度～

WASHハウス株式会社は厚生労働大臣が認定する「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称「もにす認定」）」において、2022年3月17日に宮崎労働局（局長：田中 大助）にて認定証の交付を受け、宮崎県内初の事業主に認定されましたのでお知らせいたします。

このたびの認定を機に、障害の有無にかかわらず全従業員が活躍できる職場づくりを推進してまいります。



1. 認定取得の背景

当社の障害者雇用は「障害者雇用率3.63%」「直近3年以内に入社した障害者の定着率100%」という実績があります。それは採用から定着に至るまで、支援機関の皆様からの障害者と企業双方の利益を考えたご支援と、障害を持つ従業員自身の努力の結果であると考えています。

真に社会から必要とされる存在であり続ける、それがWASHハウスの企業運営に関する基本的な考え方です。認定企業として社会の中でのロールモデルとなり、障害者の皆様が活躍できる場を更に広げることができれば、障害のある従業員と当社が受けたご支援に対する恩返しと共生社会実現の一助になれるのではないかと考え、このたびの認定取得となりました。

2. 「もにす認定制度」とは

障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。企業と障害者が明るい未来や社会の実現に向けて共に進む（ともにすすむ）という言葉から「もにす認定制度」と名付けられました。この制度により、認定企業が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。

【本件に関するお問い合わせ先】

WASHハウス株式会社 人材開発室 担当：稲田

TEL:0985-24-0000 FAX:0985-24-0099 mail:pr@wash-house.jp